

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成28年6月7日

石川県監査委員 作野 広 昭  
同 吉田 修  
同 浜田 孝  
同 岡部 朋代

(別紙)

リハ第155号  
平成28年5月20日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

平成28年4月28日付け石監査第48号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

| 指摘事項  | 機関名           | 監査結果に基づき講じた措置  |
|---|---------------|--|
| 公用車の交通事故が発生しています。<br>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。 | リハビリテーションセンター | 公用車の運転には、交通関係法規を遵守し、安全運転に万全を期するよう、改めて全職員に対し周知徹底を図りました。<br>また、事故を起こした職員には、運転技術の改善・向上を図るため「自動車運転技術向上研修」の受講を指示しました。<br>今後このようなことがないように、公用車の運転に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故の防止に努めます。 |